

平成 23 年度カモシカ保護管理検討委員会

日時 平成 23 年 8 月 24 日（水）午前 10 時 00 分～

場所 岩手水産会館 5 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 平成 22 年度のカモシカ保護管理対策の実施状況について

(2) 平成 23 年度のカモシカ保護管理実施計画について

(3) その他

4 閉 会

カモシカ保護管理検討委員会委員名簿

区分	所 属	職 名	氏 名
学識 経験者	国立大学法人岩手大学 農学学部	教授	青井俊樹
	学校法人早稲田大学 人間科学学術学院	教授	三浦慎悟
	独立行政法人森林総合研究所 東北支所	生物多様性研究 グループ長	堀野眞一
	盛岡市動物公園	園長	辻本恒徳
関係 団体	岩手県鳥獣保護員協議会	会長	藤沢富男
	社団法人岩手県猟友会	専務理事	小原正弘
	岩手県森林組合連合会	代表理事会長	中崎和久
	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営農対策部営農技術課	次長兼課長	千葉丈
行政 機関	岩手県農林水産部課 農業振興課	担い手対策課長	千田牧夫
	岩手県農林水産部課 畜産課	総括課長	山田互
	岩手県農林水産部課 森林整備課	総括課長	藤川敏彦
	岩手県教育委員会事務局課 生涯学習文化課	文化財・世界遺産 担当課長	中村英俊
市町 村	盛岡市環境部環境企画課	課長	藤井敬芳
	大船渡市農林水産部農林課	課長	鈴木弘
	陸前高田市農林水産部農林課	部長兼課長	細川文規
	住田町産業振興課	課長	千葉純也
	釜石市産業振興部水産農林課	課長	佐野美徳
計			17名

カモシカ保護管理検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するニホンカモシカ（以下「カモシカ」という。）の保護管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な保護管理を推進するため「カモシカ保護管理検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 特定鳥獣保護管理計画の作成及び変更に関する事
- (2) 個体数管理に関する事
- (3) 生息環境管理に関する事
- (4) 被害防除対策に関する事
- (5) モニタリング等の調査研究に関する事
- (6) その他、カモシカの保護管理に関する事

(組織)

第3 委員会は、委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体及び行政機関等で委員会の運営に必要と認められる者のうちから、環境生活部長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 4 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 6 委員会の検討事項を専門的に審議するため、必要に応じて委員会に委員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 委員の任期は委嘱の日から平成24年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

- 2 環境生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月6日から施行する。

この要綱は、平成18年5月23日から施行する。

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

カモシカ保護管理検討委員会出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名
学識 経験者	国立大学法人岩手大学 農学	教 授	青 井 俊 樹
	学校法人早稲田大学院 人間科学学術院	教 授	三 浦 慎 吾
	独立行政法人森林総合研究所 東北支 所	生物多様性研究グループ長	堀 野 眞 一
	盛岡市動物公園	主幹獣医師	辻 本 恒 徳
関係 団体	岩手県鳥獣保護員協議会	会 長	藤 澤 富 男
	社団法人岩手県猟友会	専務理事	小 原 正 弘
	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営農対策部営農技術課	次長兼課長	千 葉 丈
行政 機関	岩手県農林水産部課 農業振興	主 (代理) 査	柏 原 一 成
	岩手県農林水産部課 岩畜産	総括課長	山 田 互
	岩手県農林水産部課 森林整備	整備課長	赤 澤 由 明
	岩手県教育委員会事務局課 生涯学習文化	文化財・世界遺産課長	中 村 英 俊
市町村	盛岡市環境部環境企画課	課 長	藤 井 敬 芳
	大船渡市課 農林水産部農林	課 長	鈴 木 弘
	陸前高田市課 農林水産部農林	部長兼課長	細 川 文 規
	住田町課 産業振興	課長補佐 (代理)	水 野 豊
	釜石市課 産業振興部水産農林	課 長	佐 野 美 徳
計			16名
事務局	自然保護課	総括課長	八 重 樫 典 彦
	自然保護課	主任主査	田 中 聡
	自然保護課	主 査	千 田 啓 介
	自然保護課	主 任	金 子 和 華 子
	自然保護課	技 師	熊 谷 恵 太
	環境保健研究センター地球科学部	主任専門研究員	山 内 貴 義
	農業振興課	主 任	小 原 真 奈 美

委員16名 事務局7名

計23名

平成 22 年度のカモシカ保護管理対策の実施状況について

1 カモシカ対策の経緯

- (1) カモシカは、乱獲により絶滅のおそれがあったことから、昭和 9 年に天然記念物に、さらに昭和 30 年には特別天然記念物に指定されて保護されてきた。その結果、生息数が増加し各地で農林業被害が発生し問題となっている。
- (2) 国ではカモシカの農林業被害に対処するため、文化財保護法に基づく現行の種指定による天然記念物から生息地を限定する地域指定への移行を目指している。
- (3) これに至る措置として、文化庁が中心となって全国にカモシカ保護地域（15 地域）を設定することとしたが、13 地域の調整が終了したものの、四国山地地域（徳島県）と九州山地地域（国有林）の 2 箇所が未調整のため、未だに種指定の天然記念物の状態となっている。
なお、本県では、北上山地（昭和 57 年）、北奥羽山系（昭和 59 年）、南奥羽山系（昭和 59 年）の 3 保護地域が予定地として調整済みである。
- (4) 現在、ヒノキ等林木被害の激甚な地域である長野県、岐阜県、愛知県及び静岡県では、特定鳥獣保護管理計画を策定し、国の許可を得て個体数調整を実施している。（このほかに、秋田県及び群馬県でも策定済みであるが、個体数調整は秋田県で未実施）
- (5) 本県でも、五葉山周辺の関係市町から、農林業被害防止対策の充実強化及び個体数調整の実施等について要望があることから、平成 16 年 11 月に第 1 次「カモシカ保護管理計画」を策定した。
- (6) 保護管理計画に基づき、平成 18 年 3 月には本県で初となる個体数調整が実施されたが、依然として農林業被害が発生しており、カモシカの適切な保護管理を図るため、平成 19 年 3 月に、「第 2 次カモシカ保護管理計画」（計画期間 平成 19 年 4 月～24 年 3 月）を策定した。

2 第 2 次カモシカ保護管理計画の概要

- (1) 保護管理の目標
 - ア 県内に生息する地域個体群の安定的な維持
 - イ 農林業被害の軽減
- (2) 計画期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- (3) 対象地域
岩手県全域（ただし、国指定鳥獣保護区を除く。）
- (4) 個体数管理
カモシカは種指定の特別天然記念物であることから、保護管理施策としては、通常の被害防除対策（防護網設置、忌避剤散布等）と生息環境管理に取り組む。
しかし、これらの対策を講じても、被害発生地の立地条件等によっては被害が軽減しない場合があり、このような場合に限り個体数調整による防除を認める。
- (5) 市町村実施計画
個体数調整を実施しようとする市町村は、カモシカ保護管理実施計画を作成し、県に提出する。
県は、市町村の実施計画を、カモシカ保護管理検討委員会の検証を経たうえで承認し、市町村ごとの個体数調整数を決定する。
- (6) 捕獲個体の分析等のモニタリング調査
生息状況、被害状況のモニタリング及び捕獲個体の分析を行い、その結果を保護管理計画にフィードバックする。

【差替え版】 ※下線部分が修正及び追記箇所

3 農林業被害の状況及び被害対策

(1) 農業被害

農業被害は、水稲、豆類、野菜類、果樹及び飼料作物の食害で、平成 15 年度以降増減を繰り返しており、平成 22 年度は被害面積 4.21ha、被害額 435 万円となっている。

ただし、平成 22 年度は東日本大震災の影響により報告等が出来なかった 4 市町（大船渡市、陸前高田市、藤沢町及び大槌町）については計上されていないことから、平成 21 年度の左記 4 市町を除く集計値（被害面積 20.5ha、被害額 711 万円）と比較すると、被害面積及び被害額ともに減少している。

(2) 林業被害

林業被害は、造林木（特にスギ）の新芽の食害で、昭和 55 年度の約 3 億 7,600 万円をピークに減少傾向にあったが、平成 20 年度以降再び増加傾向にあったが、平成 22 年度は若干減少し、被害面積 9.04ha、被害額 1,193 万円となっている。

表－1 農業被害の推移 (～H18 県病害虫防除所・H19～県農業振興課調べ)

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
被害面積(ha)	31.1	53.2	98.1	79.6	31.7	<u>4.21</u>
被害額(万円)	1,723	436	1,419	1,780	1,172	435

※東日本大震災の影響により、報告不可能及び未報告の 4 市町村分（大船渡市、陸前高田市、藤沢町、大槌町）のデータは含まれていない。

※平成 21 年度の上記 4 市町を除く被害面積は 20.5ha、被害額は 711 万円となっている。

表－2 林業被害の推移 (県森林整備課調べ)

年 度	昭和 55 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
被害面積(ha)	588.5	16.6	8.0	12.0	14.0	9.0
被害額(万円)	37,638	1,760	1,133	1,643	1,662	1,193

(3) 被害対策

① 県実施分

カモシカの食害対策事業（補助事業）は、県教育委員会で実施している。平成 22 年度実績は忌避剤塗布が 76.62ha、防護網の設置が 550.5m、総事業費は 533 万円となっている。

表－3 カモシカ食害対策事業（補助事業分） (県生涯学習文化課)

	補助事業者	平成 22 年度実績		
		忌避剤(ha)	防護網 (m)	事業費(千円)
保護 地域 内	盛岡市	47.99	—	2,601
	岩泉町	—	—	—
	小 計	47.99	—	2,601
保護 地域 外	大船渡市	—	550.5	1,046
	住田町	8.72	—	530
	釜石市	13.91	—	820
	大槌町	6.00	—	329
	小 計	28.63	550.5	2,725
合 計		76.62	550.5	5,326

(財源内訳 保護地域内：国庫 2/3、市町村費 1/3 保護地域外：県費 1/2、市町村費 1/2)

②市町村実施分

カモシカ対策としては7市2町において、207.9ha、1,065万円ほどの事業費で林業被害対策として忌避剤の散布を実施している。

また、このほかにもシカ対策と併せた防護網整備及び生息状況調査等を実施している市町村もある。

4 個体数調整実施状況

(1) 市町村実施計画の検証・承認

平成22年度は、陸前高田市と住田町から実施計画の提出があった。

陸前高田市の実施計画では1区域2頭、住田町の実施計画では2区域4頭の個体数調整が計画され、保護管理検討委員会で検討を行った結果、両市町とも計画どおりの個体数調整で妥当と判断された。その際、陸前高田市分については防護網の破損要因となり得るその他の鳥獣対策と網のメンテナンス、住田町については防護網の設置とメンテナンスが付帯条件とされた。

県では、保護管理検討委員会の提言に基づき、陸前高田市及び住田町の実施計画を平成22年9月10日付で承認した。

(2) 個体数調整の実施

承認を受けた陸前高田市及び住田町は、文化財保護法に基づく現状変更許可及び鳥獣保護法に基づく捕獲許可を受けが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、両市町とも被災し捕獲作業が困難となったため、平成22年度の個体数調査は両市町分とも中止となった。

5 生息状況等調査

(1) 自然保護課実施分

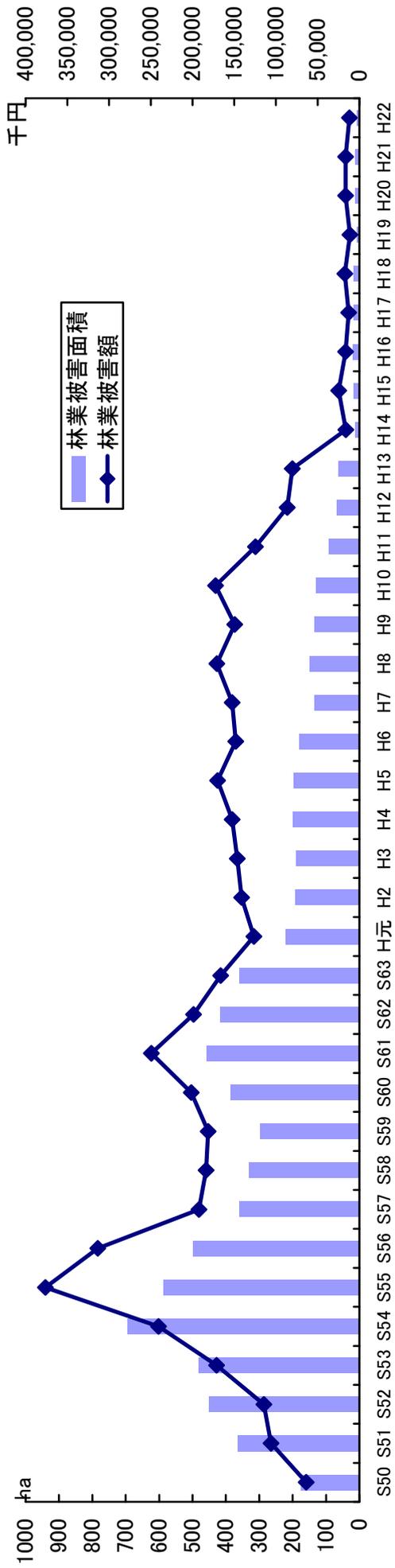
第3次カモシカ保護管理計画の策定を目的として実施予定であった生息状況調査については、平成22年12月9日付で社団法人岩手県猟友会との委託契約により、平成23年3月、県内5市2町において実施予定であったが、今般発生した東日本大震災の影響により、発生以前に調査済みであった陸前高田市分及び住田町分を除く4市1町分については実施不可能となった。

また、実施済みであった陸前高田市及び住田町についても、津波による流出のため調査結果が全流出してしまったことから、事実上調査実績が残っていない状況となっている。

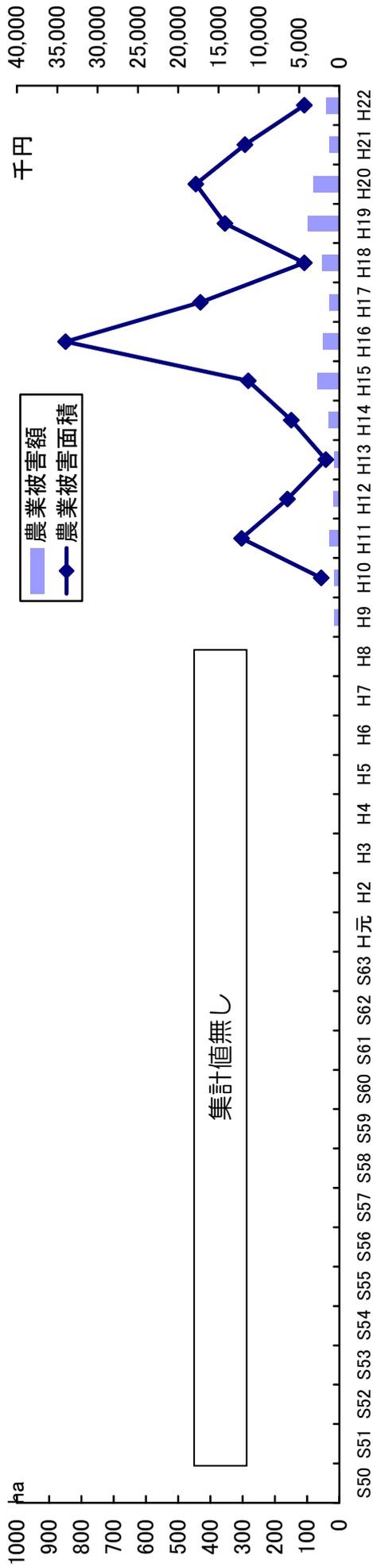
(2) 生涯学習文化課実施分

北奥羽地域について市町村別に実施。結果については別途報告。

図一 農林業被害発生状況の推移(被害面積)



図二 農林業被害発生状況の推移(被害額)



表—8 被害防除の取り組み状況（忌避剤塗布）

年度	事業量 (ha)	実施市町村
平成 13 年度	407.74	(保護地域内) 盛岡市、滝沢村、玉山村、岩泉町、川井村 (保護地域外) 住田町、釜石市、大槌町
平成 14 年度	352.48	(保護地域内) 盛岡市、滝沢村、玉山村、岩泉町、川井村 (保護地域外) 住田町、釜石市、大槌町
平成 15 年度	266.91	(保護地域内) 盛岡市、滝沢村、玉山村、岩泉町、川井村 (保護地域外) 住田町、釜石市、大槌町
平成 16 年度	230.88	(保護地域内) 盛岡市、滝沢村、玉山村、岩泉町、川井村 (保護地域外) 陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町
平成 17 年度	182.57	(保護地域内) 盛岡市、玉山村、岩泉町、川井村 (保護地域外) 住田町、釜石市、大槌町、紫波町
平成 18 年度	123.93	(保護地域内) 盛岡市、岩泉町 (保護地域外) 大船渡市、住田町、釜石市、大槌町
平成 19 年度	113.62	(保護地域内) 盛岡市、岩泉町 (保護地域外) 大船渡市、住田町、釜石市、大槌町
平成 20 年度	99.39	(保護地域内) 盛岡市、岩泉町 (保護地域外) 大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町
平成 21 年度	81.07	(保護地域内) 盛岡市、岩泉町 (保護地域外) 大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町
平成 22 年度	76.62	(保護地域内) 盛岡市 (保護地域外) 大船渡市、住田町、釜石市、大槌町

表—9 被害防除の取り組み状況（防護網設置）

年度	事業量 (m)	実施市町村
平成 13 年度	2,850	(保護地域外) 大船渡市、陸前高田市、住田町
平成 14 年度	2,850	(保護地域外) 大船渡市、陸前高田市、住田町
平成 15 年度	1,850	(保護地域外) 大船渡市、住田町
平成 16 年度	2,850	(保護地域外) 大船渡市、住田町
平成 17 年度	1,850	(保護地域外) 大船渡市、陸前高田市、住田町
平成 18 年度	1,538	(保護地域外) 大船渡市、住田町
平成 19 年度	420	(保護地域外) 大船渡市
平成 20 年度	640	(保護地域外) 大船渡市
平成 21 年度	1,972	(保護地域外) 大船渡市、陸前高田市
平成 22 年度	550.5	(保護地域外) 大船渡市

本県におけるカモシカ保護管理の経緯等

- 平成 15 年度 ○カモシカ保護管理検討委員会の設置及びカモシカ等対策連絡会議の廃止
・カモシカ保護管理検討委員会の設置に伴い、平成 15 年 8 月 6 日付で対策連絡会議を廃止。
- カモシカ生息状況調査の実施
調査実施者 : 社団法人岩手県猟友会(業務委託)
調査期間 : 平成 16 年 1 月～3 月
調査方法 : 追い出し法による密度調査
調査場所 : 大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市、釜石市、大槌町
計 6 市町
調査結果 : 平均 2.76 頭/km²
- 平成 16 年度 ○カモシカ保護管理計画 策定
(計画期間平成 16 年 1 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日)
・文化庁との協議を経て策定
- 平成 17 年度 ○初の市町村実施計画の提出
・陸前高田市 5 地区(個体数調整 10 頭) 承認 2 地区(4 頭)
・住田町 5 地区(個体数調整 10 頭) 承認 2 地区(4 頭)
- 平成 18 年度 ○住田町から市町村計画の提出
・住田町 4 地区(個体数調整 6 頭) 承認 2 地区(3 頭)
- 平成 19 年度 ○第 2 次カモシカ保護管理計画施行
(計画期間平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)
・市町村実施計画の承認に当たっての基本的考え方を明記。
・モニタリング調査等における役割分担、内容等をより具体的に明記。
- 陸前高田市から市町村計画の提出
・陸前高田市 4 地区(個体数調整 8 頭) 承認 3 地区(6 頭)
- 平成 20 年度 ○住田町から市町村計画の提出
・住田町 1 地区(個体数調整 4 頭) 否認
- 平成 21 年度 ○陸前高田市及び住田町から市町村計画の提出
・陸前高田市 2 地区(個体数調整 4 頭) 承認 2 地区(4 頭)
・住田町 1 地区(個体数調整 2 頭) 承認 1 地区(2 頭)
- 平成 22 年度 ○陸前高田市及び住田町から市町村計画の提出
・陸前高田市 1 地区(個体数調整 2 頭) 承認(2 頭)
・住田町 2 地区(個体数調整 4 頭) 承認 2 地区(4 頭)
- カモシカ生息状況調査の実施
調査実施者 : 社団法人岩手県猟友会(業務委託)
調査期間 : 平成 23 年 2 月～3 月
調査方法 : 追い出し法による密度調査
調査場所 : 盛岡市、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市、釜石市、大槌町
計 7 市町
調査結果 : 東日本大震災により中止及び成果物流出
- ※宮崎県の家畜において口蹄疫が発生。
- 平成 23 年度 ○市町村計画提出なし
○第 3 次カモシカ保護管理計画の策定 1 年繰り延べ(案)
○第 2 次カモシカ保護管理計画期間の 1 年延長(案)

平成 23 年度のカモシカ保護管理対策の実施について（案）

1 第 3 次カモシカ保護管理計画策定並びに第 2 次カモシカ保護管理計画期間の延長

第 3 次カモシカ保護管理計画の策定については、平成 23 年度策定予定だったが、今般の東日本大震災の影響により、生息状況調査が現時点で実施できていないこと、上位計画である次期鳥獣保護事業計画に係る利害関係者協議等が不可能となったため、同計画の策定も 1 年繰り延べとなる見込みであること、及び全庁的に復旧復興へ注力する業務体制となっていることなどから、次期カモシカ保護管理計画の策定を 1 年繰り延べし、平成 24 年度の策定、平成 25 年 4 月 1 日からの施行とする。

また、上記に伴い、次期計画策定までのカモシカ保護管理の空白を回避するため、現計画である第 2 次カモシカ保護管理計画の計画期間を 1 年延長し、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

2 被害対策（補助事業）

県教育委員会では実施しているカモシカの食害対策事業（補助事業）は、平成 23 年度計画は忌避剤塗布が 83.32ha、防護網の設置が 521.5m、総事業費は 605 万円となっている。

表－3 カモシカ食害対策事業（補助事業分）（県生涯学習文化課）

	補助事業者	平成 23 年度計画		
		忌避剤 (ha)	防護網 (m)	事業費 (千円)
保護地域内	盛岡市	47.50	—	2,662
	小 計	47.50		2,662
保護地域外	大船渡市	—	521.5	1,211
	住田町	16.82	—	1,030
	釜石市	13.00	—	820
	大槌町	6.00	—	330
	小 計	35.82	521.5	3,391
合 計		83.32	521.5	6,053

（財源内訳 保護地域内：国庫 2/3, 市町村費 1/3 保護地域外：県費 1/2, 市町村費 1/2）

3 個体数調整実施状況

(1) 市町村実施計画の検証、承認及び個体数調整の実施

平成 23 年度において、実施計画策定市町村は無く、個体数調整も予定されていない。

4 生息状況調査の際実施

次期計画策定のため、来年度の当初予算において予算確保が可能となった場合は、調査実施者と調査時期を協議のうえ、改めて生息状況調査を実施する。

これまでの市町村計画策定状況及び計画認否状況一覧

年度	計画策定市町村	個体数調整実施地区名	個体数調整予定頭数	計画認否	認否理由	付帯条件	個体数調整実施状況			個体数調整実施日
							合計	♂	♀	
17	陸前高田市	矢作町生出地区	2頭	否認	経年的な被害発生はあるが、実施区域以外（対岸山林）から侵入している可能性があり、かつ対岸の山すその柵が未設置である。		-			-
17	陸前高田市	矢作町二又地区	2頭	承認	経年的な被害発生があり、対策が実施されており、加害個体が特定できている。	なし	2頭	2		H18.3.11~3.12
17	陸前高田市	矢作町飯森地区	2頭	否認	・経年的な被害発生は有るが、被害地が地域内で点在していることから、この被害地における柵の設置やメンテナンスによる方が個体数調整よりも効果的と考えられる。 ・加害個体が実施区域外の山林から侵入している可能性がある。		-			
17	陸前高田市	小友町田東地区	2頭	承認	経年的な被害発生があり、対策が実施されており、かつ加害個体が実施区域内に生息するものと考えられる。	なし	2頭		2(妊2)	H18.3.11
17	陸前高田市	広田町大森山地区	2頭	否認	経年的な被害発生はあるが、被害地が地域内で点在していることから、個々の被害地における柵の設置やメンテナンスによる方が個体数調整よりも効果的と考えられる。		-			
17	住田町	梅ノ木・日向地区	2頭	否認	経年的な被害発生はあるが、被害地が地域内で点在していることから、個々の被害地における柵の設置やメンテナンスによる方が個体数調整よりも効果的と考えられる。		-			
17	住田町	下在上地区	2頭	否認	同上		-			
17	住田町	向竹ノ原地区	2頭	否認	・被害発生報告がH17年度のみである。 ・山すその未設置部分から侵入している可能性があり、この部分の設置を優先する方が個体数調整よりも効果的と考えられる。		-			
17	住田町	月山地区	2頭	承認	経年的な被害発生があり、対策が実施されており、かつ加害個体が実施区域内に生息するものと考えられる。	なし	2頭	1	1	H18.3.14~3.15
17	住田町	土倉地区	2頭	承認	同上		2頭	1	1	H18.3.14
18	住田町	梅ノ木・日向地区	2頭	否認	経年的な被害発生はあるが、被害地が地域内で点在していることから、この被害地における柵の設置やメンテナンスによる方が個体数調整よりも効果的と考えられる。		-			-
18	住田町	月山地区	1頭	承認	経年的な被害発生があり、対策が実施されており、かつ加害個体が特定できている。	なし	1頭		1	H19.3.26
18	住田町	土倉地区	2頭	承認	同上	なし	2頭	2		H19.3.25~3.26
18	住田町	合地沢地区	1頭	否認	経年的な被害はつせいはあるが、被害地が地域内で点在していることから、個々の被害地における柵の設置やメンテナンスによる方が、個体数調整よりも効果的と考えられる。		-			

年度	計画策定市町村	個体数調整実施地区名	個体数調整予定頭数	計画認否	認否理由	付帯条件	個体数調整実施状況			個体数調整実施日
							合計	♂	♀	
19	陸前高田市	矢作町大黒山地区	2頭	否認	経年的な被害発生はあるが、山すそ部分の防護柵が未設置、小規模農地が点在する等の状況から、被害防除対策は、捕獲より個々の農地への防護柵設置を優先する。		-		-	
19	陸前高田市	横田町金成・袋沢地区	2頭	承認	経年的な被害発生があり、対策が実施されており、かつ加害個体が特定できている。	なし	2頭	2(妊1)	H20.4.13、4.20	
19	陸前高田市	米崎町高畑地区	2頭	承認	同上	なし	2頭	2	H20.4.13	
19	陸前高田市	小友町田東地区	2頭	承認	同上	なし	2頭	2(妊1)	H20.4.13、4.20	
20	住田町	日向・上城地区	4頭	否認	経年的な被害発生は有るが、加害個体が設定した実施区域外(対岸の山林)から侵入している可能性がある。		-		-	
21	陸前高田市	矢作町清水川地区	2頭	承認	経年的な被害発生があり、対策が実施されており、かつ加害個体が特定できている。	行政や地域住民の努力として防護網のメンテナンスを行うこと。	2頭	1	H22.4.11	
21	陸前高田市	矢作町山崎地区	2頭	承認	同上	同上	2頭	2	H22.4.10~4.11	
21	住田町	上城・城内地区	2頭	承認	経年的な被害発生があり、対策が実施されており、かつ加害個体の特定ができている。	同上	2頭	1	H22.4.3	
22	陸前高田市	矢作町清水川地区	2頭	承認	経年的な被害発生があり、対策が実施されており、かつ加害個体の特定ができている。	防護網の破損要因となり得るその他の鳥獣対策と網のメンテナンスを実施すること。	-		東日本大震災により中止	
22	住田町	大股地区	2頭	承認	経年的な被害発生があり、一定程度対策が実施されており、かつ加害個体の特定ができている。	防護網の設置とメンテナンスを行うこと。	-			
22	住田町	中村・赤畑地区	2頭	承認	同上	同上	-			

計画策定市町村	個体数調整実施地区	個体数調整予定頭数	計画認否	個体数調整実施状況			個体数調整実施日数
				合計	♂	♀	
陸前高田市	延べ12地区	24頭	承認8地区 否認4地区	7	7(妊4)	6日間	
住田町	延べ13地区	26頭	承認7地区 否認6地区	5	4(妊1)	5日間	
1市1町	延べ25地区	50頭	承認15地区 否認10地区	10	13(妊5)	11日間	